

区分	調査員候補者選定基準	調査対象事業所選定基準
特定施設入所者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅・外部サービス利用型）	<p>原則として、本制度の特定施設入居者生活介護の調査員養成研修を履修し、調査員として登録されている者で、次の1又は2に該当する者を原則として各2人</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 介護サービスに関する知識をあらかじめ有する者</li> <li>2. 上記以外の者</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 選定に当たっては、以下のような異なるサービス提供体制の事業所を、都道府県の実情に応じて考慮すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅）、地域密着型特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅）、介護予防特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅）、介護予防特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅・外部サービス利用型）のいずれか又はすべての指定を受けており、<u>当該サービスの調査もモデル事業の調査として併せて実施することが可能な事業所</u></li> <li>・特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅・外部サービス利用型）のみを単独で提供している事業所</li> </ul> </li> <li>2. 経営主体及び事業所の規模についても、都道府県の実情に応じた多様な様態を選定すること。</li> </ol>
夜間対応型訪問介護	<p>原則として、本制度の訪問介護、介護予防訪問介護のいずれか又はすべての調査員養成研修を履修し、調査員として登録されている者で、次の1又は2に該当する者を原則として各2人</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 介護サービスに関する知識をあらかじめ有する者</li> <li>2. 上記以外の者</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 選定に当たっては、以下のような異なるサービス提供体制の事業所を、都道府県の実情に応じて考慮すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問介護、介護予防訪問介護のいずれか又はすべての指定も受けており、<u>当該サービスの調査もモデル事業の調査として併せて実施することが可能な事業所</u></li> <li>・夜間対応型訪問介護のみを単独で提供している事業所</li> </ul> </li> <li>2. 経営主体及び事業所の規模についても、都道府県の実情に応じた多様な様態を選定すること。</li> </ol>
小規模多機能型居宅介護	<p>原則として、本制度の調査員養成研修を履修し、調査員として登録されている者で、次の1又は2に該当する者を原則として各2人</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 介護サービスに関する知識をあらかじめ有する者</li> <li>2. 上記以外の者</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 選定に当たっては、以下のような異なるサービス提供体制の事業所を、都道府県の実情に応じて考慮すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防小規模多機能型居宅介護の指定も受けており、<u>当該サービスの調査もモデル事業の調査として併せて実施することが可能な事業所</u></li> <li>・小規模多機能型居宅介護のみを単独で提供している事業所</li> </ul> </li> <li>2. 経営主体及び事業所の規模についても、都道府県の実情に応じた多様な様態を選定すること。</li> </ol>
認知症対応型共同生活介護	<p>原則として、本制度の調査員養成研修を履修し、調査員として登録されている者で、次の1又は2に該当する者を原則として各2人</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 介護サービスに関する知識をあらかじめ有する者</li> <li>2. 上記以外の者</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 選定に当たっては、以下のような異なるサービス提供体制の事業所を、都道府県の実情に応じて考慮すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防認知症対応型共同生活介護の指定も受けており、<u>当該サービスの調査もモデル事業の調査として併せて実施することが可能な事業所</u></li> <li>・認知症対応型共同生活介護のみを単独で提供している事業所</li> </ul> </li> <li>2. 経営主体及び事業所の規模についても、都道府県の実情に応じた多様な様態を選定すること。</li> </ol>

区分	調査員候補者選定基準	調査対象事業所選定基準
地域密着型特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅）	<p>原則として、本制度の特定施設入居者生活介護の調査員養成研修を履修し、調査員として登録されている者で、次の1又は2に該当する者を原則として各2人</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 介護サービスに関する知識をあらかじめ有する者</li> <li>2. 上記以外の者</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 選定に当たっては、以下のような異なるサービス提供体制の事業所を、都道府県の実情に応じて考慮すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅）、特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅・外部サービス利用型）、介護予防特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅）、介護予防特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅・外部サービス利用型）のいずれか又はすべての指定を受けており、当該サービスの調査もモデル事業の調査として併せて実施することが可能な事業所</li> <li>・地域密着型特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅）のみを単独で提供している事業所</li> </ul> </li> <li>2. 経営主体及び事業所の規模についても、都道府県の実情に応じた多様な様態を選定すること。</li> </ol>
介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム・外部サービス利用型）	<p>原則として、本制度の特定施設入居生活介護の調査員養成研修を履修し、調査員として登録されている者で、次の1又は2に該当する者を原則として各2人</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 介護サービスに関する知識をあらかじめ有する者</li> <li>2. 上記以外の者</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 選定に当たっては、以下のような異なるサービス提供体制の事業所を、都道府県の実情に応じて考慮すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）、特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム・外部サービス利用型）、地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）、介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）のいずれか又はすべての指定を受けており、当該サービスの調査もモデル事業の調査として併せて実施することが可能な事業所</li> <li>・介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム・外部サービス利用型）のみを単独で提供している事業所</li> </ul> </li> <li>2. 経営主体及び事業所の規模についても、都道府県の実情に応じた多様な様態を選定すること。</li> </ol>
介護予防特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム・外部サービス利用型）	<p>原則として、本制度の特定施設入居生活介護の調査員養成研修を履修し、調査員として登録されている者で、次の1又は2に該当する者を原則として各2人</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 介護サービスに関する知識をあらかじめ有する者</li> <li>2. 上記以外の者</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 選定に当たっては、以下のような異なるサービス提供体制の事業所を、都道府県の実情に応じて考慮すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）、特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム・外部サービス利用型）、地域密着型特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）、介護予防特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）のいずれか又はすべての指定を受けており、当該サービスの調査もモデル事業の調査として併せて実施することが可能な事業所</li> <li>・介護予防特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム・外部サービス利用型）のみを単独で提供している事業所</li> </ul> </li> <li>2. 経営主体及び事業所の規模についても、都道府県の実情に応じた多様な様態を選定すること。</li> </ol>
介護予防特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅）	<p>原則として、本制度の特定施設入居生活介護の調査員養成研修を履修し、調査員として登録されている者で、次の1又は2に該当する者を原則として各2人</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 介護サービスに関する知識をあらかじめ有する者</li> <li>2. 上記以外の者</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 選定に当たっては、以下のような異なるサービス提供体制の事業所を、都道府県の実情に応じて考慮すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅）、特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅・外部サービス利用型）、地域密着型特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅）、介護予防特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅・外部サービス利用型）のいずれか又はすべての指定を受けており、当該サービスの調査もモデル事業の調査として併せて実施することが可能な事業所</li> <li>・介護予防特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅）のみを単独で提供している事業所</li> </ul> </li> <li>2. 経営主体及び事業所の規模についても、都道府県の実情に応じた多様な様態を選定すること。</li> </ol>

区分	調査員候補者選定基準	調査対象事業所選定基準
介護予防特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅・外部サービス利用型）	<p>原則として、本制度の特定施設入居者生活介護の調査員養成研修を履修し、調査員として登録されている者で、次の1又は2に該当する者を原則として各2人</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 介護サービスに関する知識をあらかじめ有する者</li> <li>2. 上記以外の者</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 選定に当たっては、以下のような異なるサービス提供体制の事業所を、都道府県の実情に応じて考慮すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅）、特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅・外部サービス利用型）、地域密着型特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅）、介護予防特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅）のいずれか又はすべての指定を受けており、当該サービスの調査もモデル事業の調査として併せて実施することが可能な事業所</li> <li>・介護予防特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅・外部サービス利用型）のみを単独で提供している事業所</li> </ul> </li> <li>2. 経営主体及び事業所の規模についても、都道府県の実情に応じた多様な様態を選定すること。</li> </ol>
介護予防小規模多機能型居宅介護	<p>原則として、本制度の調査員養成研修を履修し、調査員として登録されている者で、次の1又は2に該当する者を原則として各2人</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 介護サービスに関する知識をあらかじめ有する者</li> <li>2. 上記以外の者</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 選定に当たっては、以下のような異なるサービス提供体制の事業所を、都道府県の実情に応じて考慮すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模多機能型居宅介護の指定も受けており、当該サービスの調査もモデル事業の調査として併せて実施することが可能な事業所</li> <li>・介護予防小規模多機能型居宅介護のみを単独で提供している事業所</li> </ul> </li> <li>2. 経営主体及び事業所の規模についても、都道府県の実情に応じた多様な様態を選定すること。</li> </ol>
介護予防認知症対応型共同生活介護	<p>原則として、本制度の調査員養成研修を履修し、調査員として登録されている者で、次の1又は2に該当する者を原則として各2人</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 介護サービスに関する知識をあらかじめ有する者</li> <li>2. 上記以外の者</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 選定に当たっては、以下のような異なるサービス提供体制の事業所を、都道府県の実情に応じて考慮すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症対応型共同生活介護の指定も受けており、当該サービスの調査もモデル事業の調査として併せて実施することが可能な事業所</li> <li>・介護予防認知症対応型共同生活介護のみを単独で提供している事業所</li> </ul> </li> <li>2. 経営主体及び事業所の規模についても、都道府県の実情に応じた多様な様態を選定すること。</li> </ol>
介護予防支援	<p>原則として、本制度の居宅介護支援の調査員養成研修を履修し、調査員として登録されている者で、次の1又は2に該当する者を原則として各2人</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 介護サービスに関する知識をあらかじめ有する者</li> <li>2. 上記以外の者</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 選定に当たっては、以下のような異なるサービス提供体制の事業所を、都道府県の実情に応じて考慮すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅介護支援の指定も受けており、当該サービスの調査もモデル事業の調査として併せて実施することが可能な事業所</li> <li>・介護予防支援のみを単独で提供している事業所</li> </ul> </li> <li>2. 経営主体及び事業所の規模についても、都道府県の実情に応じた多様な様態を選定すること。</li> </ol>

「介護サービス情報の公表」制度推進事業交付要綱（案）

介護保険事業費補助金交付要綱（案）

（抜粋）

この補助金は次の事業を対象とする。

～（略）～

基 準 額	対 象 経 費	補 助 率
厚生労働大臣が必要と認めた額	「介護サービス情報の公表」制度推進事業の実施に必要な報償費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料	1 / 2

# 介護保険事業費補助金

## 「介護サービス情報の公表」制度支援事業実施要綱

### 1. 目的

利用者の権利擁護、サービスの質の確保等の観点から、介護サービス事業者に対し、利用者の適切な介護サービスの選択に資する情報を公表する「介護サービス情報の公表」制度の円滑な施行の支援を行うことを目的とする。

### 2. 事業実施主体

事業の実施主体は都道府県とする。ただし、事業の全部又は一部をこの事業を適切に実施することができると思われる団体等に委託することができる。

また、都道府県に替わって、介護保険法第115条の36に規定する指定情報公表センターの指定を受けた法人及び介護保険法第115条の30に規定する指定調査機関の指定を受けた法人が事業を実施する場合には、当該法人に対して助成することができる。

### 3. 事業内容

#### (1) 介護サービス情報の公表事業

介護サービス情報の公表制度の調査事務、情報公表事務等の円滑な施行のために必要な事業とする。

#### (2) 都道府県介護サービス情報公表システム（追加サービス分）導入事業

別途開発する都道府県介護サービス情報公表システム（追加サービス分）について、都道府県において導入する事業とする。

#### (3) 普及・啓発事業

「介護サービス情報の公表」制度について事業者、利用者等に対する普及・啓発を行う事業とする。

##### (実施方法)

次の事業を実施する。

- ア パンフレット等の作成
- イ 広報誌等の作成
- ウ シンポジウム等の開催
- エ その他普及・啓発のために必要な事業

(4) 調査員指導者養成事業

都道府県において、調査員指導者を養成する事業とする。

4. 経費の補助

この実施要綱により実施する経費については、予算の範囲内で補助するものとする。

「介護サービス情報の公表」制度支援事業交付要綱（案）

介護保険事業費補助金交付要綱（案）  
（抜粋）

この補助金は次の事業を対象とする。

～（略）～

基 準 額	対 象 経 費	補助率
厚生労働大臣が必要と認めた額	「介護サービス情報の公表」制度支援事業に必要な賃金、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、報酬、報償費、旅費、通信運搬費、補助金（指定情報公表センターの指定を受けた法人が事業を実施する場合は、都道府県が助成する対象経費として、給料、職員手当及び社会保険料事業主負担金を含む。）	1 / 2

## 5 參考資料

○情報公表センター・調査機関における事業運営の開示状況(県別)

○ 事業運営の開示状況(平成20年3月1日現在)

1 情報公表センター	開示した情報公表センター	31
	今後開示予定の情報公表センター	13
	開示予定のない情報公表センター	3

2 調査機関	開示した県	31
	全部今後開示予定の県	12
	一部今後開示予定の県	2
	開示予定の無い県	2

※ 県内に複数調査機関がある場合、一部が未開示であり、今後開示する予定の県については「一部今後開示予定の県」ということで整理している。

○ 開示の方法

1 情報公表センター	県庁ホームページ	19
	県庁で閲覧	2
	情報公表センターホームページ	21
	情報公表センターで閲覧	12
	その他	・公表専用ホームページ ・社協への開示請求 等

2 調査機関	県庁ホームページ	19
	県庁で閲覧	3
	調査機関ホームページ	20
	調査機関で閲覧	12
	その他	・情報公表センターホームページで開示 ・指定機関発行の広報誌に掲載 等

○ 開示内容(予定を含む)

1 情報公表センター	事業報告書	33
	収支決算書	36
	貸借対照表	11
	事業計画	18
	収支予算書	17
	その他	・法人概要 ・財産目録 等

2 調査機関	事業報告書	34
	収支決算書	38
	貸借対照表	15
	事業計画	19
	収支予算書	18
	その他	・法人概要 ・寄付行為、役員名簿、評議員名簿 ・苦情等への対応・苦情対応の流れ等

※東京都については、調査機関全体をとりまとめて開示を行っている。

# 平成20年度における情報公表手数料設定の状況

平成20年4月1日現在

(円)

都道府県名	公表事務手数料		調査事務手数料		合計手数料額	
	平成19年度	平成20年度	平成19年度	平成20年度	平成19年度	平成20年度
全国平均	12,800	10,853	41,234	34,635	54,034	45,488
北海道	14,100	10,200	41,533	35,300	55,633	45,500
青森県	15,000	12,000	44,000	33,000	59,000	45,000
岩手県	13,800	12,000	45,200	37,300	59,000	49,300
宮城県	12,000	10,000	38,000	32,344	50,000	42,344
秋田県	13,900	13,900	44,433	44,433	58,333	58,333
山形県	12,000	10,000	37,000	30,188	49,000	40,188
福島県	12,000	11,000	38,000	32,333	50,000	43,333
茨城県	10,000	10,000	40,000	33,600	50,000	43,600
栃木県	12,500	12,500	37,500	37,500	50,000	50,000
群馬県	11,000	9,000	36,000	32,438	47,000	41,438
埼玉県	11,500	8,900	40,917	29,588	52,417	38,488
千葉県	9,300	8,800	40,000	27,833	49,300	36,633
東京都	11,400	11,400	45,350	45,350	56,750	56,750
神奈川県	9,700	8,000	42,858	31,456	52,558	39,456
新潟県	10,500	10,500	37,400	33,472	47,900	43,972
富山県	14,000	11,000	36,000	28,656	50,000	39,656
石川県	14,000	11,000	36,000	29,625	50,000	40,625
福井県	13,000	11,000	36,000	28,281	49,000	39,281
山梨県	15,000	13,000	42,000	31,000	57,000	44,000
長野県	14,000	12,000	36,300	31,163	50,300	43,163
岐阜県	11,000	8,000	36,000	30,000	47,000	38,000
静岡県	10,000	8,000	43,000	32,188	53,000	40,188
愛知県	10,000	8,200	45,500	31,500	55,500	39,700
三重県	15,500	10,900	30,100	26,700	45,600	37,600
滋賀県	12,000	12,000	38,167	38,167	50,167	50,167
京都府	11,000	11,000	36,000	36,000	47,000	47,000
大阪府	15,000	8,000	46,600	35,000	61,600	43,000
兵庫県	10,000	10,000	39,000	39,000	49,000	49,000
奈良県	12,000	11,000	40,000	31,500	52,000	42,500
和歌山県	12,000	12,000	40,000	40,000	52,000	52,000
鳥取県	9,500	9,500	45,000	36,388	54,500	45,888
島根県	15,000	15,000	45,000	45,000	60,000	60,000
岡山県	17,000	14,000	40,000	40,000	57,000	54,000
広島県	15,000	15,000	36,800	36,800	51,800	51,800
山口県	14,000	12,000	46,000	40,000	60,000	52,000
徳島県	11,000	11,000	46,000	36,000	57,000	47,000
香川県	10,800	10,800	33,200	33,200	44,000	44,000
愛媛県	15,800	11,000	46,000	41,000	61,800	52,000
高知県	14,500	14,500	37,000	37,000	51,500	51,500
福岡県	12,000	9,000	48,000	31,000	60,000	40,000
佐賀県	15,000	9,000	46,000	27,875	61,000	36,875
長崎県	12,500	10,000	47,500	36,000	60,000	46,000
熊本県	14,000	10,000	45,000	35,000	59,000	45,000
大分県	14,000	10,000	45,000	35,000	59,000	45,000
宮崎県	15,000	10,000	45,833	35,031	60,833	45,031
鹿児島県	14,500	12,000	51,825	37,647	66,325	49,647
沖縄県	14,800	12,000	45,000	40,000	59,800	52,000

※ サービス別に手数料を設定している場合は、その平均額を表記している。

※ 調査時点（4月1日）以降に改訂を予定している都道府県に関しては手数料額が未定のため、調査時点の手数を記載している。

介護保険法	介護保険法施行令(政令)	介護保険法施行規則(省令)
<p>第9節 介護サービス情報の公表</p> <p>(介護サービス情報の報告及び公表)</p> <p>第115条の29 指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者並びに指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設の開設者(以下「介護サービス事業者」という。)は、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防支援事業者の指定又は介護老人保健施設の許可を受け、訪問介護、訪問入浴介護その他の(Ⅰ)厚生労働省令で定めるサービス(以下「介護サービス」という。)の提供を開始しようとするときその他(Ⅱ)厚生労働省令で定めるときは、(①)政令で定めるところにより、その提供する介護サービスに係る介護サービス情報(介護サービスの内容及び介護サービスを提供する事業者又は施設の運営状況に関する情報であつて、介護サービスを利用し、又は利用しようとする要介護者等が適切かつ円滑に当該介護サービスを利用する機会を確保するために公表されることが必要なものとして(Ⅲ)厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。)を、当該介護サービスを提供する事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。</p>	<p>(①)</p> <p>第37条の2 法第115条の29第1項の規定による介護サービス情報の報告(以下この条において「報告」という。)は、都道府県知事が毎年定める報告に関する計画に従い、行うものとする。</p> <p>2 前項の計画には、都道府県知事が、その管轄する地域における介護サービス(法第115条の29第1項に規定する介護サービスをいう。)の提供の状況を勘案し、報告の方法、期限その他の(①)厚生労働省令で定める事項を記載するものとする。</p> <p>3 都道府県知事は、第1項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p>	<p>(Ⅰ)</p> <p>(法第115条の29第1項の厚生労働省令で定めるサービス)</p> <p>第140条の29 法第115条の29第1項の厚生労働省令で定めるサービスは、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護(指定居宅サービス等基準第105条の2に規定する指定療養通所介護を除く。別表第2において同じ。)、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護(養護老人ホーム及び適合高齢者専用賃貸住宅に係るもの並びに指定居宅サービス等基準第192条の2に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。別表第2において同じ。)、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、認知症対応型通所介護、地域密着型特定施設入居者生活介護(養護老人ホーム及び適合高齢者専用賃貸住宅に係るものを除く。別表第二において同じ。)、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、居宅介護支援、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス(法第八条第二十六項に規定する療養病床等における入院患者の定員が八人以下である病院又は診療所に係るものを除く。別表第二において同じ。)、介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護(養護老人ホーム及び適合高齢者専用賃貸住宅に係るもの並びに指定介護予防サービス等基準第二百五十三条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。別表第二において同じ。)、介護予防福祉用具貸与、特定介</p>

護予防福祉用具販売及び介護予防認知症対応型通所介護とする。

(II)

(法第115条の29第1項の厚生労働省令で定めるとき)

第140条の30 法第115条の29第1項の厚生労働省令で定めるときは、次の各号に掲げる基準に該当する事業所以外のものについて、令第37条の2第1項に規定する計画（以下この条及び第140条の34において「計画」という。）で定められたときとする。

一 第140条の34第1号の計画の基準日前の1年間において、提供を行った介護サービス（法第115条の29第1項に規定する介護サービスをいう。以下同じ。）に係る居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、居宅介護福祉用具購入費、居宅介護サービス計画費、施設介護サービス費、介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費又は介護予防福祉用具購入費の支給の対象となるサービスの対価（以下この号において「介護サービスの対価」という。）として支払いを受けた金額が100万円以下であるもの（介護サービスを提供する事業所又は施設において、次の区分に掲げる介護サービスの対価として支払いを受けた金額が百万円以下であって、それぞれ当該区分に掲げる他の介護サービスの対価として支払いを受けた金額が百万円を超えるものを除く。）

イ 訪問介護、介護予防訪問介護

ロ 訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護

ハ 訪問看護、介護予防訪問看護

ニ 訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション

ホ 通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護、介護予防認知症対応型通所介護

ヘ 通所リハビリテーション、介護予防通

所リハビリテーション

ト 短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設、介護予防短期入所生活介護

チ 第十四条第一号で定める施設において提供される短期入所療養介護（別表第二において「短期入所療養介護（介護老人保健施設）」という。）、介護老人保健施設、第二十二條の十四第一号で定める施設において提供される介護予防短期入所療養介護（別表第二において「介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）」という。）

リ 第十四条第二号又は第三号で定める施設において提供される短期入所療養介護（別表第二において「短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）」という。）、介護療養型医療施設、第二十二條の十四第二号又は第三号で定める施設において提供される介護予防短期入所療養介護（別表第二において「介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）」という。）

ヌ 有料老人ホームにおいて提供される特定施設入居者生活介護、有料老人ホームにおいて提供される地域密着型特定施設入居者生活介護、有料老人ホームにおいて提供される介護予防特定施設入居者生活介護

ル 軽費老人ホームにおいて提供される特定施設入居者生活介護、軽費老人ホームにおいて提供される地域密着型特定施設入居者生活介護、軽費老人ホームにおいて提供される介護予防特定施設入居者生活介護

ヲ 福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売

二 災害その他都道府県知事に対し報告を行うことができないことにつき正当な理由があるもの

		<p>(Ⅲ) (法第115条の29第1項の厚生労働省令で定める情報) 第140条の31 法第115条の29第1項の厚生労働省令で定める情報は、介護サービスの提供を開始しようとするときあつては別表第1に掲げる項目に関するものとし、同項の厚生労働省令で定めるときあつては別表第1及び別表第2に掲げる項目に関するものとする。</p> <p>(①) (令第37条の2第2項の厚生労働省令で定める事項) 第140条の34 令第37条の2第2項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>一 計画の基準日</li><li>二 計画の期間</li><li>三 報告の対象となる介護サービス事業者(法第115条の29第1項に規定する介護サービス事業者をいう。以下同じ。)</li><li>四 介護サービス事業者ごとの報告の提出先及び提出期限</li><li>五 その他都道府県知事が必要と認める事項</li></ul>
<p>2 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、当該報告をした介護サービス事業者に対し、介護サービス情報のうち (Ⅳ) 厚生労働省令で定めるものについて、調査を行うものとする。</p>		<p>(Ⅳ) (法第115条の29第2項の厚生労働省令で定める介護サービス情報) 第140条の32 法第115条の29第2項の厚生労働省令で定める介護サービス情報(法第115条の29第1項に規定する介護サービス情報をいう。以下同じ。)は、別表第2に掲げる項目に関する情報とする。</p>
<p>3 都道府県知事は、前項の規定による調査が終了した後、第1項の規定による報告の内容及び前項の規定による調査の結果のうち (Ⅴ) 厚</p>		<p>(Ⅴ) (法第115条の29第3項の厚生労働省令で定める報告の内容及び調査の結果)</p>

生労働省令で定めるものを公表しなければならない。

第140条の33 法第115条の29第3項の厚生労働省令で定める報告の内容及び調査の結果は、別表第1に掲げる項目に関する情報に係る報告の内容及び別表第2に掲げる項目に関する情報に係る調査の結果とする。

4 都道府県知事は、介護サービス事業者が第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第2項の規定による調査を受けず、若しくは調査の実施を妨げたときは、期間を定めて、当該介護サービス事業者に対し、その報告を行い、若しくはその報告の内容を是正し、又はその調査を受けることを命ずることができる。

5 都道府県知事は、指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者に対して前項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者の指定をした市町村長に通知しなければならない。

6 都道府県知事は、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者若しくは指定介護予防サービス事業者又は指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは指定介護療養型医療施設の開設者が第4項の規定による命令に従わないときは、当該指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定介護老人福祉施設若しくは指定介護療養型医療施設の指定若しくは介護老人保健施設の許可を取り消し、又は期間を定めてその指定若しくは許可の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

7 都道府県知事は、指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者が第4項の規定に